

措置状況一覧表

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指摘事項	市が所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、物品があるものとして漫然と事務を行っていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。現在、統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省作成)に基づき固定資産台帳を作成しているが、今回の調査により廃棄済みであることが確認された物品で、固定資産台帳上に登録があるものも見受けられることから、廃棄時期を確認の上、適切に市の全ての台帳を修正する必要があると認められる。	介護福祉課	機構改革に伴い所管部署が無くなったため、移管等の処理が出来ない状態でしたが、財政課が処理を行い介護福祉課へ移管しました。
指摘事項	寄附により受入れを行った物品を適時物品台帳に登録するなど、記録、管理がされていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	文化スポーツ振興課 (社会教育課)	令和4年3月8日に市の備品台帳へ登録した。
指摘事項	補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、書類を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされているにもかかわらず、形式的な審査に留め、その支部や第三者に支出する補助金等に未執行や過大な繰越金がないかなど、十分な執行状況の確認を行わないまま、補助金の額を確定していた。したがって、補助事業の審査において、補助金の使途及び執行状況等の確認を十分に行うとともに、補助金等が分配された団体に未執行があり、翌年度への繰越しがある場合や多額の剰余金が滞留している場合には、適切に精算させた上で補助金額を決定する必要があると認められる。	文化スポーツ振興課 (社会教育課)	令和5年度から、当該補助金について、協会から分配するのではなく、各団体へ直接補助金を交付するよう改めた。各団体から提出される実績報告書を精査し、補助金の使途や執行状況を把握したうえで補助金額を決定している。
指摘事項	委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについて、事業の履行確認や補助金支給事務に係る公正性を担保する観点から、改善する必要があると認められる。 さらに、委託料や補助金等を支出している任意団体の業務を市が担うことは、当該任意団体に対し、金銭のみならず役務も提供しているということであり、自ら事務局を担っている任意団体からみると、公平性の確保などの観点から適正でなく、改善する必要があると認められる。 このため、受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担うことの必要性を再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。なお、担当部署において事務局を担う必要があると判断した場合においても、市職員が経理事務等を執行している以上、金銭等の紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に信用失墜等の影響を市に及ぼすこととなるため、任意団体の預金通帳等を管理することの必要性については再度検証する必要がある。特に、預金通帳と届出印を同一箇所に保管している事務局が散見されたため、これについて改善する必要がある。	吉永地域公民館	吉永地域公民館において、FOS少年団連盟の事務を担っていましたが、令和6年度から完全に団体に事務を移管しました。また、通帳についても団体で管理してもらうことになり、すべて事務移管が完了しました。 吉永町青少年健全育成会の事務を担っていますが本会については、事務局を吉永地域公民館に置く規約となっており、以前から行政主体に事業を推進する団体となっています。職員が担っている事務内容は、年1回の総会事務と6月から2月の間、小学校、中学校、こども園でのあいさつ運動の案内送付が主なものであります。補助金の在り方を検討する中で事務をどうするか検討する必要があると考えますが、現状として団体への事務移管については困難であると考えます。なお、預金通帳と届出印については、別々に管理は行っています。